

交際費

代表取締役の個人的消費か否か

～実践税務調査～

事例1 「交際費は代表者の個人的な飲食費用」として給与課税されたもの

飲食代金につき、代表者は個人名義のクレジットカードで支払う一方、領収書には調査対象法人の名称を記載するように飲食店に依頼をしていました。

調査官

交際費勘定に記載された「〇〇〇」に対する支出が78回ありましたので反面調査を行ったところ、代表者が1人で行ったことが判明しており、その回数は69回に及んでいます。また、「〇〇〇」の担当ホステスが店舗を変わるたび、代表者は利用する店舗を変えています。決済はどのように行っていたのですか？

代表者

領収書がある程度たまると、当社が管理している金庫から現金を出金し、私が金銭出納帳に記帳した上で、領収書と金銭出納帳を経理担当者に渡しています。

調査官

これらの交際費勘定は、事実認定の結果、あなたの個人的な飲食費用であったと認められ、調査対象法人の業務に関連した支出ではありません。あなたが接待交際費に係る費用でないことを十分認識しながら、飲食店に調査対象法人宛の領収書を発行させ、この金額を総勘定元帳の交際費勘定に計上したことは、帳簿書類の虚偽記載に該当しますので重加算税の対象となります。

代表者

この支出は、私が飲食店へ一人で行った際の支出ではなく、友人や仕事等で知り合った者を接待したもので、交際費です。

調査官

そうですか。では、それを立証してください。

代表者

……。

事例2 代表者1名で行った飲食の費用を交際費と認めなかった国税当局の処分が取り消されたもの

税務調査を受け、「交際費勘定に計上した費用は損金に算入されない」として法人税の修正申告をしたところ、「代表者の個人的な飲食の費用を損金に算入したのは隠ぺい又は仮装の事実があった」として重加算税を賦課してきました。

代表者は当初、この飲食費用は調査対象法人の業務に関連した支出ではないと回答し、国税当局の質疑応答記録書に署名・押印をしていましたが、国税不服審判所では、この質疑応答記録書は事実に反しており、実際には、個人的な飲食に係る金額ではなく、全て交際費である旨答弁しました。

国税不服審判所では、次のように裁決をしています。

- ・飲食店の勘定明細書の内、「人数」欄に「1名」と記載のあるものが14件認められるものの飲食店の全ての利用が代表者の個人的な飲食であることを裏付ける証拠は認められない。
- ・代表者は飲食代の全てが個人的なものであると回答しているが、その内容は、本件各飲食代金について概括的に述べたものであり、個々の支出について言及したものではなく、具体性が乏しい上、その内容を裏付ける客観的証拠は認められない。

従って、本件各飲食代金について、個人的な費用であることを代表者が認識ながら、交際費勘定として計上したとは認められないから、仮装の事実を認めるにたる証拠もないので重加算税の賦課は取り消すべきである。

税務署からのお知らせ

確定申告について

佐渡税務署では、確定申告の相談・申告書の受付等を次の会場にて行います。

会 場	アミューズメント佐渡 はまなすホール
開 設 期 間	令和4年2月16日(水)～3月15日(火)
受 付 時 間	午前9時～午後4時

※ 2月15日(火)以前でも給与所得などの還付申告の相談を佐渡税務署で行っています。

確定申告書はご自分で早めに作成を！

留意事項

- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要となります。
- 来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を実施しています。咳・発熱(37.5度以上)等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
- 当会場では、現金等での納税は取り扱っておりません。振替納税をご利用いただくか、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納めていただくようお願いします。

確定申告期限・納期限について

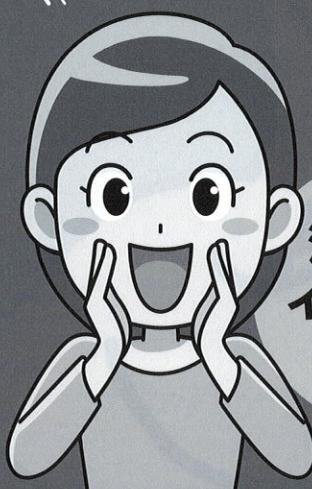
確定申告期限・納期限及び振替日は、次のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈与税
申告期限・納期限	令和4年3月15日(火)	令和4年3月31日(木)	令和4年3月15日(火)
振 替 日	令和4年4月21日(木)	令和4年4月26日(火)	

納付方法について

振替納税 (所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税のみ対象)	振替日に、指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。 事前に預貯金残高をご確認ください。 *振替納税のご依頼にあたっては、ご利用される国税の上記納期限までに、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署又は振替依頼書に記載した金融機関へ提出していただく必要があります。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は、30万円以下となります。※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は佐渡税務署で納付してください。(佐渡税務署の窓口納税は9時から16時までとなります。)
電子納税	インターネットバンキング・モバイルバンキング等を利用して納付できます。 (e-Taxの利用開始手続きが必要です。)
クレジットカード納付	国税クレジットカードお支払いサイトを利用して納付できます。 (納付額に応じた決済手数料がかかります。)

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請

受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

「インボイス制度」
ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

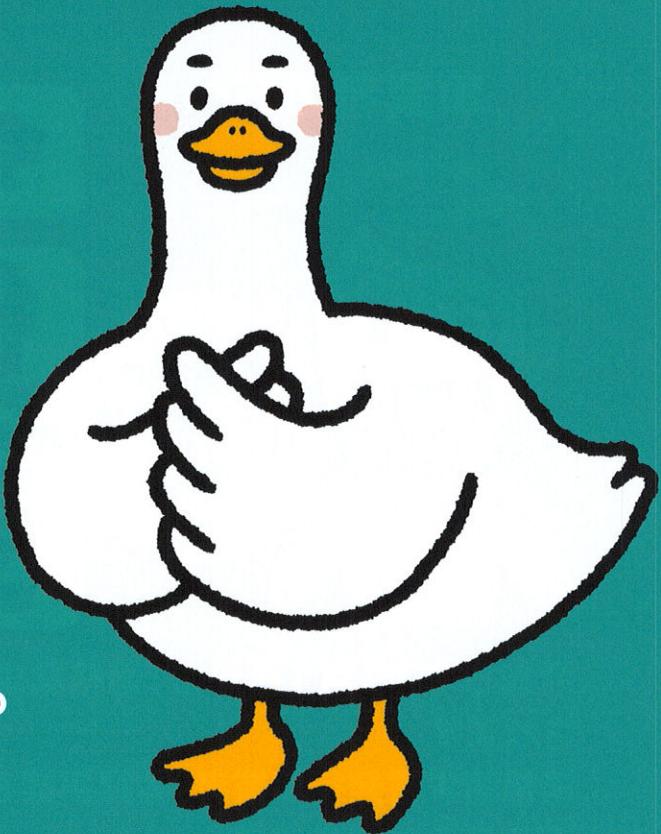
「インボイス」
ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書		△△商事(株)	
(株)○○御中 ← ⑥		登録番号 T012345…	
11月分 131,200円			
××年11月30日			
①	日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円	②
11/1	豚肉 *	10,000円	③
11/2	タオルセット	2,000円	…
合計		120,000円	消費税 11,200円
8%対象		40,000円	消費税 3,200円
10%対象		80,000円	消費税 8,000円
④	③	→	* 軽減税率対象

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長 1 要介護 1 以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します

特長 2 要介護 3 以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します

特長 3 要介護 1 以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

